

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

奈良県

2. 構造改革特別区域の名称

ふるさと「なら」屋外広告物美観風致維持特区

3. 構造改革特別区域の範囲

奈良県の区域（奈良市の全域を除く。）のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区、伝統的建造物群保存地区並びに一般国道、県道及び市町村道の区域

- * 国道とは道路法第5条の規定により国が指定し、同法第13条の規定により国又は県が管理する道路をいう。
- * 県道とは道路法第7条の規定により県が認定し、同法第15条の規定により県が管理する道路をいう。
- * 市町村道とは道路法第8条の規定により市町村が認定し、同法第16条の規定により市町村が管理する道路をいう。

4. 構造改革特別区域の特性

本県では豊富な歴史文化遺産と大和青垣に代表されるそれを取り巻く自然的景観が一体となって、「日本人の心のふるさと」ともいうべき歴史的風土を形成しており、これらは原生の自然美を有する吉野など南部山地とともに、世界に誇る貴重な資源となっているものである。すでに世界遺産として、平成5年に「法隆寺地域の仏教建造物」が、平成10年には「古都奈良の文化財」が登録され、さらには吉野など南部山地を含む「紀伊山地の霊場と参詣道」の登録（平成16年に開催される第28回世界遺産委員会にて登録の可否が決定）をめざしているところである。（別紙 文化財の指定状況）

本県における景観行政は、豊かな歴史的風土と恵まれた自然環境の保全と活用を基本方針として進められており、樹林地若しくは樹木に富める土地等県民の郷土意識の高い土地であって、良好な自然的景観が形成され、都市環境の保全を図る区域を風致地区に指定するなど各種規制制度に基づく施策を展開し、一定の成果をあげているものである。

（別紙 風致地区の指定状況、自然公園法に基づく自然公園地域、奈良県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域等）

しかしながら、一方では、近年の社会経済情勢の変化や時代的要請のもとで、このような奈良の景観を著しく阻害する事例が見られるようになり、その対策が急務となっている。違反簡易広告物は、無秩序に大量に掲出されることから、景観を阻害する顕著な事例として対応に苦慮しているものである。

奈良県の違反屋外広告物対策

本県の条例上、違反となる屋外広告物は以下のとおり整理できる。

なお、A「禁止されている物件」は屋外広告物法（以下「法」という）第4条第2項、B「禁止されている地域」は法第4条第1項、C「許可が必要な地域」は法第3条に基づき条例で規定されているものである。

また、以下の違反広告物が、はり紙、はり札及び立看板の場合、屋外広告物法第7条第3項及び第4項により簡易除却を行う。除却は主に公道上において、禁止物件（ガードレール、街路樹、電柱等）に掲出されたものを対象として行い、民地上にあるものについては、自主撤去を促す指導を行う。

奈良県屋外広告物条例上違反となる要件

明らかに下記の適用除外例に該当せず	下記の地域に表示されている												
<p>公職選挙法その他の法令の定めるところにより行う選挙運動又は政党その他の政治団体の選挙における政治活動のために表示されるもの（選挙期間中のみ適用除外）</p> <p>他の法令の規定により表示を認められたもの又は義務づけられたもの（道路標識、建築確認の表示）</p> <p>国、公共団体又は知事が認める公共的団体がその事務又は事業に関して主として公共の利益のために表示するもの</p> <p>自家用広告物 自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、営業所等に表示するもの、又は自己の所有する土地、又は建造物の一部に管理上必要があつて設置するもので、次の表の基準に適合するもの</p> <table border="1" data-bbox="240 1290 788 1682"> <thead> <tr> <th>区分 地域</th> <th>事務所、 営業所 等に表示</th> <th>所有地、 管理地 等に表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歴史的風土特別保存地区 明日香村第1種歴史的保存地区 近郊緑地特別保全地区</td> <td>5㎡以下</td> <td>1㎡以下</td> </tr> <tr> <td>歴史的風土特別保存地区 明日香村第2種歴史的保存地区 風致地区</td> <td>7㎡以下</td> <td>5㎡以下</td> </tr> <tr> <td>その他の地域及び場所</td> <td colspan="2">10㎡以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>講演会、講習会、展覧会、音楽会等に関するものでその会場の敷地内に表示するもの</p> <p>車両に表示されるもの</p> <p>道標、案内板（文化財の照会を目的としたもの）</p> <p>神社、寺、教会が宗教行事のため表示するもの</p> <p>冠婚葬祭のため表示するもの</p>	区分 地域	事務所、 営業所 等に表示	所有地、 管理地 等に表示	歴史的風土特別保存地区 明日香村第1種歴史的保存地区 近郊緑地特別保全地区	5㎡以下	1㎡以下	歴史的風土特別保存地区 明日香村第2種歴史的保存地区 風致地区	7㎡以下	5㎡以下	その他の地域及び場所	10㎡以下		<p>A 「禁止されている物件」に表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯 ・街路樹、路傍樹 ・郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所、道路標識、道路上のさく、駒止、信号機 ・銅像、記念碑 ・文化財保護法、奈良県文化財保護条例の規定により指定された建造物 ・石垣、よう壁 ・火災報知器、消火栓、火の見やぐら ・送電塔、送受信塔、照明塔 ・電柱、街灯柱（はり紙、はり札、立看板の掲出が禁止） <p>B 「禁止されている地域」に表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土保存地区（一部区域を除く） ・風致地区（一部区域を除く） ・伝統的建造物群保存地区 ・近郊緑地特別保全地区 ・風致保安林の周囲100m以内 ・陵、墓地、火葬場 ・都市公園、県立公園 ・文化財保護法により指定された国宝、重要文化財、特別史跡等の周囲 ・県文化財保護条例により指定された県指定史跡名勝天然記念物の周囲 ・その他知事が指定する道路敷地又は鉄道敷地から展望できる地域 <p>C 無許可で「許可が必要な地域」に表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記禁止地域を除くすべての市、町の区域 ・知事が指定する道路敷地又は鉄道敷地から展望できる地域 （月ヶ瀬村、山添村、都祁村、室生村の一部） ・許可基準については、市町村が規則で設定
区分 地域	事務所、 営業所 等に表示	所有地、 管理地 等に表示											
歴史的風土特別保存地区 明日香村第1種歴史的保存地区 近郊緑地特別保全地区	5㎡以下	1㎡以下											
歴史的風土特別保存地区 明日香村第2種歴史的保存地区 風致地区	7㎡以下	5㎡以下											
その他の地域及び場所	10㎡以下												

また、本県の簡易除却件数（国土交通省実態調査結果による平成13年度実績）を全国と比較した場合以下ようになる。

都道府県	はり紙	はり札	立看板	計
北海道	14,648	3,608	1,890	20,146
青森県	619	65	329	1,013
岩手県	262	49		311
宮城県	2,370	1,373	1,343	5,086
秋田県	155			155
山形県	945	172	241	1,358
福島県	3,849	5,862		9,711
茨城県	124,486	18,906	126,199	269,591
栃木県	21,329	1,088	5,684	28,101
群馬県	16,000	5,000	7,000	28,000
埼玉県	149,634	323,255	221,342	694,231
千葉県	102,094	212,211	84,988	399,293
東京都	475,782	731,641	174,834	1,382,257
神奈川県	32,966	171,580	55,630	260,176
山梨県	6,543	6,443	26,070	39,056
新潟県	805	4,253	941	5,999
富山県	1,055	1,229	2,268	4,552
石川県	220	232	184	636
長野県	4,500	2,000	1,300	7,800
岐阜県	2,782	2,055	3,137	7,974
静岡県	404	455	585	1,444
愛知県	4,289	1,786	1,448	7,523
三重県	10,108	9,546	4,662	24,316
福井県	3,277	199	1,672	5,148
滋賀県	1,062	1,849	5,401	8,312
京都府	1,932	484	1,074	3,490
大阪府				674,730
兵庫県	358,383	327,372	80,940	766,695
奈良県	29,067	11,427	19,025	59,519
和歌山県	1,506		1,587	3,093
鳥取県	459	1,300	20	1,779
島根県	40			40
岡山県	1,262	3,150	1,447	5,859
広島県	363	683	979	2,025
山口県	8,000	2,000	1,000	11,000
徳島県	0	0	0	0
香川県	1,585	5,177	2,242	9,004
愛媛県	1,089	1,037	312	2,438
高知県	124	44	4	172
福岡県	56,214	88,747	51,919	196,880
佐賀県	24,584	15,735	15,901	56,220
長崎県	14,187	29,347	11,485	55,019
熊本県	4,373	12,477	5,776	22,626
大分県	1,659	4,384	1,397	7,440
宮崎県	2,986	7,365	899	11,250
鹿児島県	1,350	2,439	2,479	6,268
沖縄県	9,082	10,116	6,550	25,748

簡易除却件数は、都道府県中9番目となっている。もちろんこれらの実績は除却体制の問題などもあり、掲出実態として単純に比較は出来ないものとする。しかし、本県の人口（都道府県中29番目）、県土面積（＼40番目）、可住地面積割合（＼43番目）を考慮すると、多数の簡易広告物が高密度に掲出されていることが伺える。特に自然・歴史的景観に恵まれた古都ならにおいては、違反簡易広告物の氾濫は著しくその景観を阻害するものである。

除却件数及び除却実施回数の年度別の推移は以下のとおりである。

年 度	除 却 件 数				除 却 実 施 主 体 と 回 数		
	はり紙	はり札	立看板等	合 計	回数	主体別内訳	
10	16,865	11,019	19,367	47,251	76	県単独 20	市町村・関係機関と連携 56
11	19,493	11,035	20,684	51,212	92	県単独 20	市町村・関係機関と連携 72
12	24,068	8,499	21,513	54,080	95	県単独 23	市町村・関係機関と連携 72
13	29,067	11,427	19,025	59,519	139	県単独 44	市町村・関係機関と連携 95
14	21,966	3,687	5,838	31,491	155	市町村単独 100	関係機関と連携 55

*平成14年度分は奈良市を除く

本県では、平成14年4月より、地域の実情に応じた、きめの細かい実効的な規制を行うため地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づく事務処理の特例に関する条例により許可事務及び簡易除却事務について市町村に権限移譲したところである。

権限移譲に際して県は市町村事務が円滑に行われるよう、「屋外広告物関係機関連絡会議」(構成：県風致保全課、県道路維持課、市・町・村代表、関西電力、NTT、奈良国道工事事務所、県警察本部、屋外広告業組合)を設置、関係機関による連絡調整を図ることとした。

これにより、市町村簡易除却事業への関西電力、NTT、県土木事務所による協力を確認、県は関係機関と調整のうえ年間除却計画を策定、これに基づき市町村は簡易除却を実施するものとした。(年計画回数48回、その他随時実施)

また、市町村は県実施時と同様、奈良国道工事事務所へ除却権限を委任している。

平成14年度における市町村の執行体制は以下のとおりである。

	簡易除却回数	延べ人員数
市町村職員	155	582
委託業者	42	243
関係機関	55	246
ボランティア	26	258
計	155	1,329

*奈良市は除く

このうち、ボランティアの参加としては、次の市町で取り組まれた。

- 生駒市 「違反広告物を出さない街づくりモデル地区」を4地区指定。
自治会による除却事業(17回、延べ82名)
- 大和郡山市 「夢生きがいネットワーク」等の協力(4回、延べ36人)
- 五條市 少年補導員協会、地域安全推進委員などの協力(1回、24名)
- 桜井市 駐在所連絡協議会等の協力(2回、延べ36名)
- 大和高田市 自治会、商工会等の協力(1回、50名)
- 新庄町 自治会、商工会等の協力(1回、30名)

また、毎年9月10日の「屋外広告の日」には各種啓発活動の他、「大和路違反広告物クリーンキャンペーン事業」として、市町村を主体として県及び関係機関が協力し違反広告物の一斉除却事業を行っている。平成15年度の実績は以下のとおりである。

大和路違反広告物クリーンキャンペーン事業実施結果（平成15年9月10日実施）

市町村事業（除却の主体として自らの行政区域内の沿道沿いを中心に実施）

・実施市町村 ー 25市町村

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、平群町、斑鳩町、川西町、三宅町、田原本町、菟田野町、榛原町、高取町、新庄町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、山添村、黒滝村、西吉野村

県事業（関係機関と連携、主要国道・県道等において除却実施）

・協力関係機関 ー 県風致保全課他10機関、人員44名

県道路維持課、県土木事務所、奈良国道工事事務所、奈良県広告美術塗装業協同組合、関西電力㈱、NTT

除却件数

市町村実施分		県、関係機関分		総合計	
はり紙	3,496	はり紙	708	はり紙	4,204
はり札	758	はり札	195	はり札	953
立看板等	803	立看板等	258	立看板等	1,061
計	5,057	計	1,161	計	6,218

構造改革特別区域の特性

本計画における区域は、以下の観点から設定したものである。

A 良好な都市環境が形成されていることから、美観風致を維持する必要性が特に高いと位置付けられ、迅速な違反是正措置を実施する必要性の高い地域

住居専用地域、風致地区、伝統的建造物群保存地区

B 従前から簡易除却事業を実施し、現に違反広告物の掲出が多い場所として、沿道を対象。

県内の国道、県道、市町村道の道路区域

< 国道、県道、市町村道の道路区域の構造改革特別区域の設定について >

本県では平成15年度より、『ふるさと「なら」景観づくり事業』として、次のテーマで施策の具体化を検討している。

奈良の風土基盤であり景観を特徴づける「大和青垣」と「山辺」地域における景観を保全・活用する。

幹線道路等沿道地域における「なら」らしい沿道景観の形成を図る。

このうち特に沿道景観の整序・誘導については、屋外広告物制度の見直しと活用が主要な課題となっている。これは、沿道に即した許可基準や展望規制区域の見直し等を検討するものであるが、違反簡易広告物への対策は、当初予定していた条例改正に基づく除却対象物件の追加による対応ではなく、構造特区制度の導入により沿道を対象区域とし規制強化を図るものとした。

道路は、観光地奈良を訪れる人々の玄関口となり観光ネットワークを構成する主要幹線、田園景観と一体となった大和青垣、山辺の眺望景観を見せる沿線、県下に散在する歴史文化遺産等への接続路線、駅前など賑わいのある商業地域をめぐるもの、地域住民にとって身近な生活道路などその特性は異なり、用途により様々な顔を見せながら連続した線

として県土をめぐっている。

道路は、県民生活や観光、産業活動、都市の存立や発展の基盤となり、また、道路空間は景観を形成する上でも重要な機能を有するものであることから、本県の特性である自然歴史的環境を阻害しない良好な沿道景観の形成を推進する必要がある。

簡易広告物は、民地や公園、河川敷などにも掲出されている。沿道にあっても地域によりその掲出には多寡はある。しかしながら、本計画においては、特に簡易広告物の整序が求められる場所を「沿道」として特化するものである。

村域についても「沿道」を構造改革区域として含めているものである。村域は、一部を除き屋外広告物禁止・許可地域となっていない。これは法により、その自治体の全域について規制が行えないからであり、屋外広告物は、法第4条第2項に基づき、それを掲出する物件の規制と自然環境保全法等の他法令により制限されている。近年これらの地域においても屋外広告物が無秩序に掲出され、地域の自然景観を損なう事例が増加している。

ここで、「奈良県観光客動態調査報告書」から観光客数の推移を以下に表す。

(平成5年～13年 単位：千人)

地 域	H 5	6	7	8	9	10	11	12	13
奈 良	13,982	13,750	13,546	13,468	13,391	12,960	13,060	13,260	13,602
月ヶ瀬	289	324	289	290	288	357	477	534	541
矢 田	756	741	741	1,110	784	788	783	710	728
山 の 辺	4,646	4,518	4,181	4,539	4,502	4,849	4,581	4,710	4,561
生 駒	3,723	3,639	3,398	3,097	2,994	3,043	2,490	2,101	2,019
信 貴	1,697	1,869	1,776	1,783	1,665	1,482	1,358	1,143	1,167
曾 爾	230	228	309	317	326	327	447	497	569
二上・當麻	644	743	741	688	783	733	745	733	743
明 日 香	893	822	788	899	704	673	684	829	765
斑 鳩	1,344	1,304	1,186	1,026	900	793	683	682	722
檀 原	5,125	4,877	4,954	5,034	4,638	4,171	4,014	3,910	3,690
室生・長谷	1,434	1,674	1,501	1,368	1,277	1,164	1,275	1,735	1,741
金剛・葛城	839	883	819	898	755	676	765	713	724
吉 野 山	804	820	827	877	901	852	927	954	1,000
東 吉 野	103	105	160	180	236	219	226	219	223
吉 野 川	69	61	62	56	217	204	172	159	160
大台ヶ原	253	273	275	314	371	299	324	280	314
大 峰 山	465	665	735	758	1,097	1,304	1,241	1,136	1,209
高野・龍神	818	835	789	813	827	719	683	665	653
十 津 川	250	322	312	293	455	467	427	384	356
計	38,364	38,454	37,389	37,808	37,112	36,081	35,363	35,355	35,488

本県の観光客数は平成5年の38,364千人から平成13年の35,488千人と漸減傾向にあり、これは歴史文化資源が集積したいわゆる古都の地域である奈良、明日香、斑鳩、檀原等の地域で顕著である。

一方、県南部の吉野地域や月ヶ瀬、曾爾、室生など自然豊かな地域では増加している。平成14年度版観光白書(国土交通省編)にあるように、日本人の国内観光の動向は、「自然・環境の保全への関心や高齢化社会を迎えた健康への意識の高まりをも背景に、国民の旅行に対する参加意識は年々高まっている」のであり、当該地域の自然的景観は本県の貴重な観光資源となっているのである。

また、前述したように吉野など南部山地を含む「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録をめざしている。吉野熊野国立公園及び高野龍神国立公園の一部が含まれ、本県、三重県、和歌山県の3県、29市町村にまたがる。(本県では吉野町、黒滝村、天川村、野迫川村、大塔村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村)

これら地域の観光振興の立場からは、自然環境や伝統文化の保全に貢献する地域にふさわしい観光の創出が期待される。世界遺産など本県の優れた歴史文化資源や豊かな自然資源の魅力のネットワークを全県的に拡大し、ゆとりとうるおいのある場を提供していくことが必要である。

以上のことから、構造改革特別区域の市町村の特性を以下のとおりに整理する。

単位：h a

都市計画区域内

	1種低層住専	2種低層住専	1種中高層住専	2種中高層住専	伝地 建区	風地 致区
大和高田市			113.4	23.4		
大和郡山市	110.8		71.5			478
天理市	25.8		362.7	6.1		1,338
橿原市	244.9		314.4		17.4	371
桜井市	72.2		131.8			1,407
五條市	209.3	0.3	9.1	16.2		
御所市						
生駒市	1,250	5.7	106.4	6.6		1,010
香芝市	133.5		276.2	12.1		
平群町	248.6		7.3			
三郷町	168.4		53.2	1.7		
斑鳩町	94.2		129.2			628
安堵町			22.1			
川西町			24.3	41.1		
三宅町	10.1					
田原本町	42.1		87.6			
大宇陀町			17.4			
菟田野町						
榛原町	108.8		102.3			
高取町	16.4		20.1			
明日香村	82.9					2,418
新庄町	3.7			52.8		
當麻町			76.7			
上牧町	102.1		38.2			
王寺町	245.4		38.9	4.5		
広陵町			244.6			
河合町	122.3		9.3			
吉野町						
大淀町	211.5		62			
下市町	11.1		15.1			
合計	3,514.1	6.0	2,333.8	164.5	17.4	7,650

都市計画区域外

	地域特性
月ヶ瀬村	名勝「月ヶ瀬梅林」、県立月ヶ瀬神野山自然公園など豊富な自然的景観
都祁村	都祁水分神社等の重文、スズランの南限地（天然記念物）、自然豊かな高原地
山添村	名勝「神野山」、県立月ヶ瀬神野山自然公園、豊富な自然景観
室生村	アートアルカディア構想に基づく景観施策、室生寺（国宝）等文化遺産
曾爾村	鎧岳等天然記念物、室生赤目青山国定公園、曾爾高原等豊富な自然的景観
黒杖村	室生赤目青山国定公園、豊富な自然的景観
御滝村	世界遺産推薦「紀伊山地の霊場と参詣道」、「黒滝・森物語」等自然型施設
西吉野村	春日神社等重文、賀名生梅林、名産の柿をテーマに観光振興、南朝の里
天川村	世界遺産推薦「紀伊山地の霊場と参詣道」、吉野熊野国立公園
野迫川村	世界遺産推薦「紀伊山地の霊場と参詣道」、高野籠神国定公園
大塔村	世界遺産推薦「紀伊山地の霊場と参詣道」、吉野熊野国立公園
十津川村	世界遺産推薦「紀伊山地の霊場と参詣道」、吉野熊野国立公園
下北山村	世界遺産推薦「紀伊山地の霊場と参詣道」、吉野熊野国立公園
上北山村	世界遺産推薦「紀伊山地の霊場と参詣道」、吉野熊野国立公園
川上村	世界遺産推薦「紀伊山地の霊場と参詣道」、吉野熊野国立公園
東吉野村	室生赤目青山国定公園、豊富な自然的景観

本計画の構造改革特別区域の面積は次のとおりとなる。

(A)

(B)

法第4条第1項第1号に掲げる地域(h a)		道路敷地(h a)		特区面積
第1種低層住居専用地域	3514.10	直轄国道	248.20	
第2種低層住居専用地域	6.00	一般国道・県道	1959.83	
第1種中高層住居専用地域	2333.80	市町村道	4408.14	
第2種中高層住居専用地域	164.50			
風致地区	7650.60	* 道路敷地面積には左記地域に係る重複面積を含む		19869.36 h a
伝統的建造物群保存地区	17.40			
上記地域計	13686.40			
上記地域の重複面積計	433.21			の上記面積に占める割合
対象地域計	13253.19	対象地域計	6616.17	

5. 構造改革特別区域計画の意義

本県は、我が国の歴史が育んできた固有の歴史的風土としての「なら」の景観を評価しようとするまなざしに耐えうる〈見える〉景観を整え、また、一方で地域で人々が働き、生活していく、より一般的な生活的風土としての整備を求める気持ち、〈生きる〉景観づくりも進めていかなければならない。

ときには矛盾し合うであろうこの対立軸にコンセンサスをつくりあげていくプロセスが景観の問題を考えていく上で重要であると考えます。

そのような意味からは、本計画に基づく事業は、〈悪い景観（景観阻害要因）とだれもが認めるものへの対応〉（国土交通省「美しい国づくり政策大綱」）である。

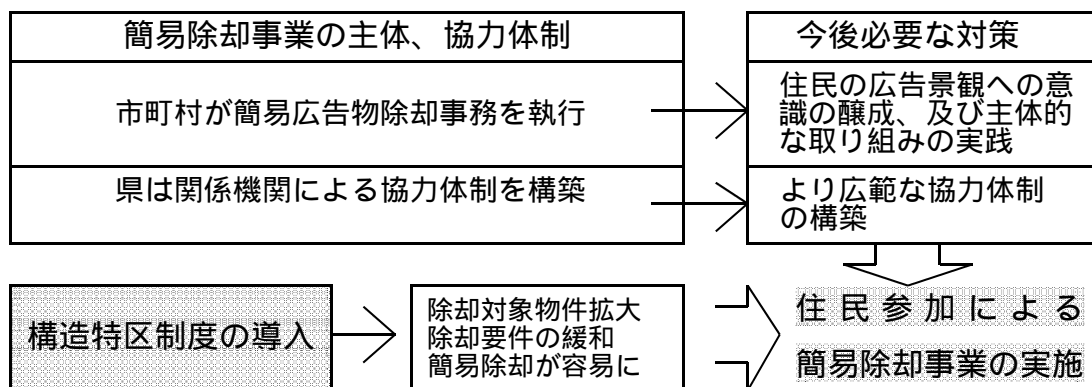
大綱にも述べているように、景観阻害要因の除去により日常的な空間の質は相当改善されるものであり、全体のレベルアップ、住民意識の向上、コンセンサスの形成のためにも、まず不良なものの改善が重要である。

もちろん、景観形成の意義の多様性及び上記のような対立軸は、本県固有のものではない。しかし、「なら」のような景観特性にあっては、それが特に顕著な事例として、構造特区制度に基づく特例事業を先行的に、また、広範な地域において実施することが、景観施策のコンセンサスを形成していくプロセスとしてより重要であると考えます。

6. 構造改革特別区域計画の目標

本計画に基づく事業は、屋外広告物法により従前から実施してきた簡易除却制度を充実強化するものであり、当該構造改革特別区域においては、関係機関と連携し、より積極的な除却活動を行うものとする。

さらに、本計画の実施に併せて、検討しているのが住民参加による簡易除却制度の創設である。平成14年度に、簡易除却事務を市町村に権限移譲したが、既に一部の市町村においては、住民との協働の取り組みも始められている。特例制度の導入により、除却対象となる簡易広告物の素材による限定がなくなり、即時に対応が出来るようになることから、構造改革特別区域を対象に自治会等に除却権限を委任し、地域による主体的な取り組みが推進されるよう制度化していく。



本県では、屋外広告物制度のかかえる諸課題を整理し、制度全般のあり方について検討する事業を本年度より実施している。（別紙 屋外広告物のあり方検討事業（検討内容概要））本計画に基づく特例事業も制度全般の見直しのなかで実施したいとするものである。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画は、はり札、立看板に類似のものでありながら、屋外広告物法において除却できない簡易な広告物を対象とするもので、計画の実施による直接的効果は、違反簡易広告物

の減少であり、これは掲出される件数を一定とすると、除却する件数をもって指標とすることが出来る。現況の違反簡易広告物の掲出状況から推計されるはり札、立看板類似の広告物の割合（2割程度と推計）などから、本計画の実施の初年度においては、その割合以上の除却件数の増加が見込まれるが、住民参加による簡易除却制度の導入等によりさらに実績を高めていきたいと考える。

平成14年度簡易除却件数（実績）	31,491件
平成16年度（特区制度導入に伴う）簡易除却件数	38,000件

本計画は景観を阻害する簡易広告物を積極的に除去し、良好な景観形成に資するものである。景観形成の意義には多様な面があり、「奈良県都市景観形成ガイドプラン」では、以下のようにまとめている。

訪れる人々に対して美しいまち、地域を見せたいという意識は、どの地域、どの時代においても大事にされてきた。本県の場合は「見せる景観」として、常日頃から取り組むことに大きな意味がある。

景観、美観が地域の精神的、文化的なつながりの媒介ともなる。本県は歴史的に見て、日本のふるさととして厚みのある文化的風土をもっており、このことは県民の誇りの一つでもある。景観形成は県民合意の基盤としての意味を持つ。

景観形成は経済的価値にもつながるものである。経済的な豊かさについて、ある程度の充足がなされ、経済的 추구からより総合的な生活の豊かさを求めるようになってきたことの反映として、また都市間競争の一つの戦略としても、美しいまち、地域づくりが重視されている。

さらに、生活環境の基本的条件としての良好な景観づくりという観点があげられる。風土基盤を守り、良好な都市景観形成を進めていくことは、県土づくりの基本政策となる。

本事業は、悪い景観と誰もが認めるものの整序であり、本県の「見せる景観」、「生きる景観」の価値を高め、前者にあっては観光客数の増加を図り、観光振興等の経済的価値にもつながるものであり、後者にあってはうるおいのある生活環境の形成を図るものである。観光客数については、「奈良県新総合計画後期実施計画」により、観光資源の創出と有効活用、効果的かつ効率的な誘致・情報発信の展開を図り、平成17年に40,000千人とする目標を掲げているが、構造改革特別区域制度の導入がこの目標達成を加速させるものと考ええる。

平成13年観光客数実績	35,488千人
平成17年観光客数目標	40,000千人

また、そもそも屋外広告物は、自然的、歴史的環境などの地域特性や土地利用の状況を踏まえながら、地域の魅力を演出し、快適で親しみの感じられるまちの表情づくりに大きな役割を担うものである。氾濫する簡易広告物、すなわち「悪貨」を駆逐することによって「良貨」が得られるよう、「屋外広告物のあり方検討事業」のなかで景観に調和した屋外広告物の掲出誘導が図れる施策を検討・実施し、景観を構成する重要な要素としての価値を高めていきたいと考える。

8. 特定事業の名称

屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

住民参加による簡易除却制度の創設

別 紙

1. 特定事業の名称

1 2 0 9

屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業

2. 当該規制の特例措置を受けようとする者

奈良市を除く県内全市町村

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づく事務処理の特例に関する条例により市町村に権限移譲する日から適用。(平成16年4月1日予定)

4. 特定事業の内容

知事またはその命じた者若しくは委任した者による違反簡易広告物の除却事業

5. 当該規制の特例措置の内容

本県は豊富な歴史的文化遺産と大和青垣に代表される自然的景観が一体となった「日本人の心のふるさと」ともいべき歴史的風土を形成している。風致地区制度や自然環境保全関連の規制等により良好な景観の保全に努めているが、近年の社会経済情勢の変化や時代的要請のもとで、このような奈良の景観を著しく阻害する事例が見られるようになり、その対策が急務となっている。なかでも無秩序に大量に掲出される違反簡易広告物は、景観を阻害する顕著な事例として対策に苦慮している。

また、観光立県である奈良にとっては、近年の観光客の指向からも、観光振興を図るために、自然・歴史的景観を保持し、またその価値を高めて行くことが必要である。

そこで、良好な都市環境が形成されていることから、美観風致を維持する必要性が特に高いと位置づけられ、迅速な違反是正措置を実施する必要性の高い地域である風致地区等、及び現に違反広告物の掲出が多い沿道を構造改革特別区域に設定し、違反広告物の重点的な除去を図りたいとするものである。

規制の特例措置を受ける主体の特定の状況

<単位：ha>

特例措置の主体	面積	都市計画区域面積
大和高田市	1,684	1,684
大和郡山市	4,268	4,268
天理市	8,637	8,637
橿原市	3,952	3,952
桜井市	9,892	9,892
五條市	8,904	7,276
御所市	6,065	6,065
生駒市	5,318	5,318
香芝市	2,423	2,423
平群町	2,390	2,390
三郷町	880	880
斑鳩町	1,427	1,427
安堵町	433	433
川西町	594	594
三宅町	407	407
田原本町	2,110	2,110
大宇陀町	4,744	4,744
菟田野町	2,778	2,778
榛原町	6,441	6,441
高取町	2,577	2,577
明日香村	2,408	2,408
新庄町	1,777	1,777
當麻町	1,596	1,596
上牧町	614	614
王寺町	700	700
広陵町	1,634	1,634
河合町	827	827
吉野町	9,565	4,406
大淀町	3,806	3,806
下市町	6,201	2,671
月ヶ瀬村	2,135	
都祁村	4,389	
山添村	6,656	
室生村	10,799	
曾爾村	4,784	
御杖村	7,963	
黒滝村	4,771	
西吉野村	9,188	
大川村	17,570	
大野迫川村	15,503	
大塔村	11,106	
下津川村	67,235	
下北山村	13,353	
上北山村	27,405	
川上村	26,916	
東吉野村	13,160	

構造改革特別区域計画の工程表及びその内容の説明

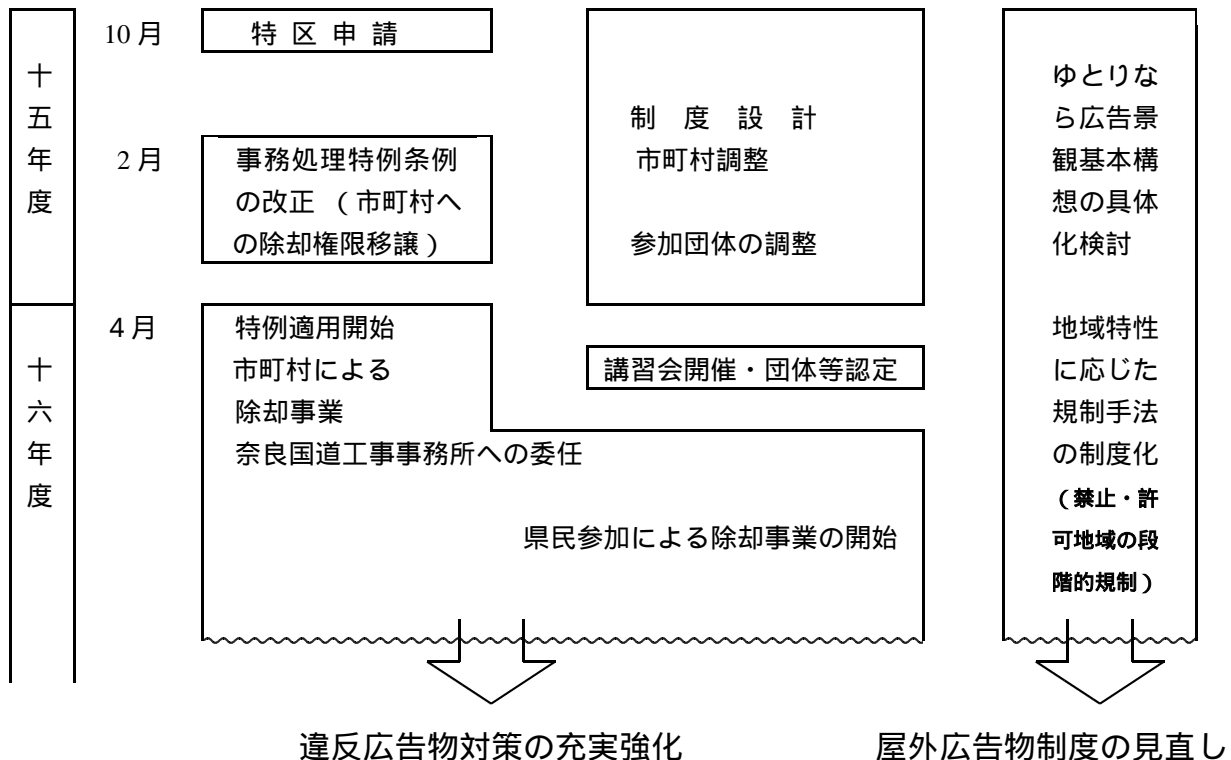
特定事業

屋外広告物条例に違反した
屋外広告物の除去による
美観風致維持事業(1209)

関連事業

県民参加による簡易除却制度

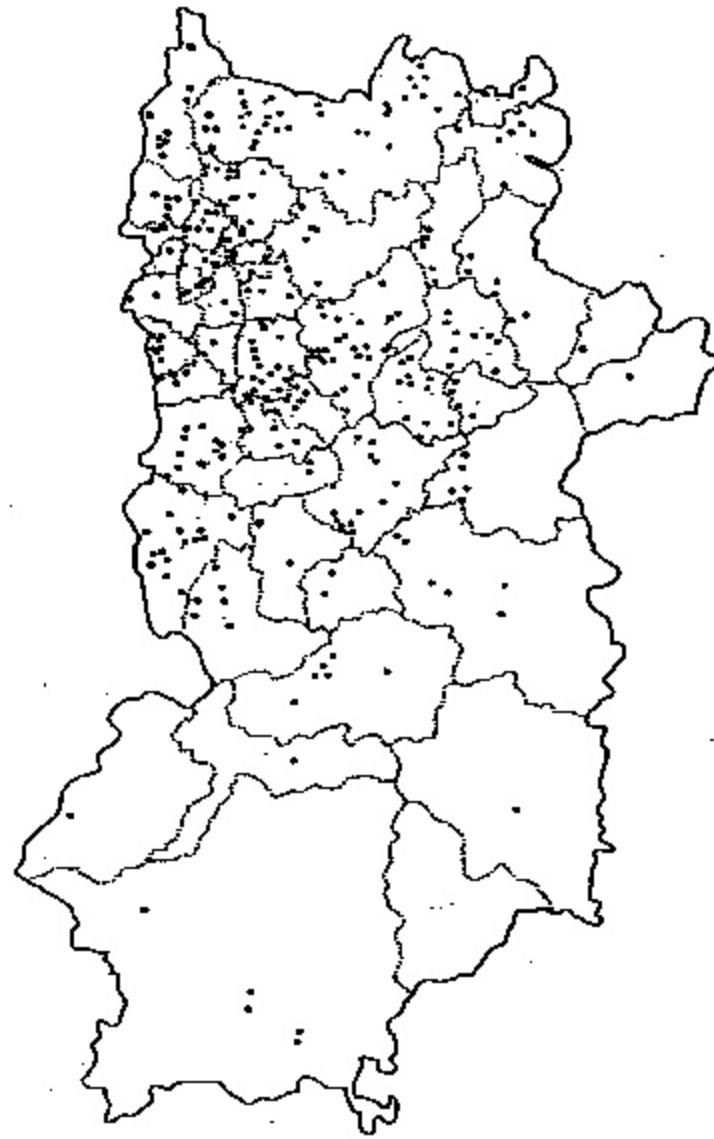
屋外広告物のあり方検討事業



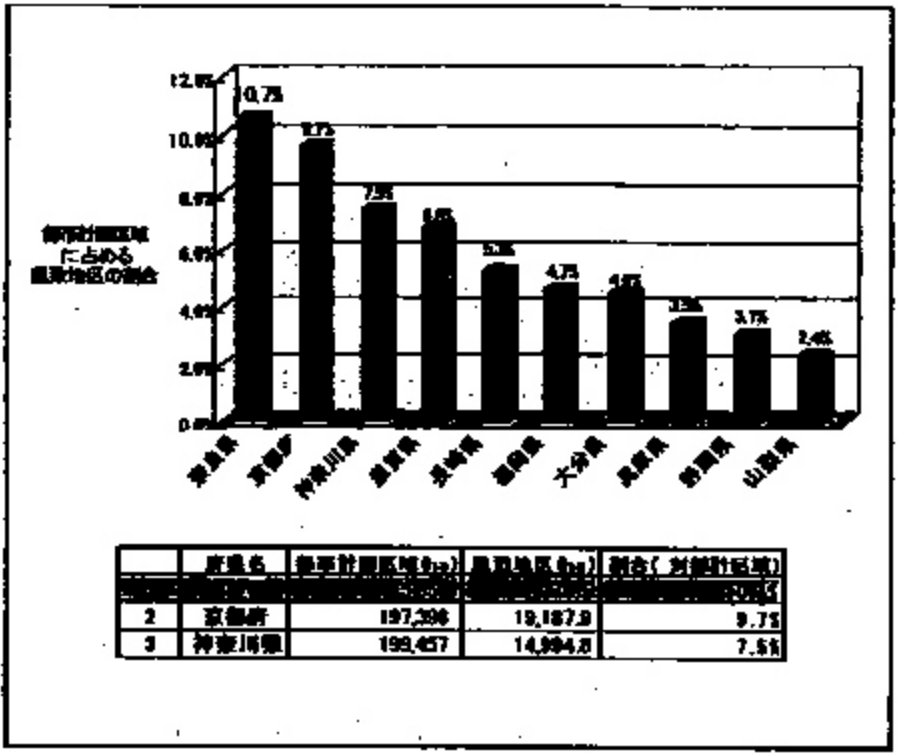
奈良らしい良好な広告景観の形成

- * 本県では簡易除却事務について地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づく事務処理の特例に関する条例を定めており、構造改革特別区域計画の認定後も引き続き、簡易除却の実施主体を市町村とするため、同条例を改正し(平成16年2月議会上程予定)、平成16年4月1日から施行する。また、同時に市町村は奈良国道工事事務所への委任を行う。
- * 違反広告物対策として、本年度、県民参加による簡易除却制度について検討を行い、市町村とも調整のうえ特例措置の適用後、早期の導入を図る。
- * 本年度より実施している「屋外広告物のあり方検討事業」のなかで、制度全般の見直し検討を行い、平成9年3月に策定した「ゆとりなら広告景観基本構想」の具体化(地域特性に応じた規制手法の制度化等)を図る。

文化財の指定状況 (資料: 奈良県教育委員会「文化財地図帳」)



● 建造物(国指定、県指定)、史跡、名勝、天然記念物



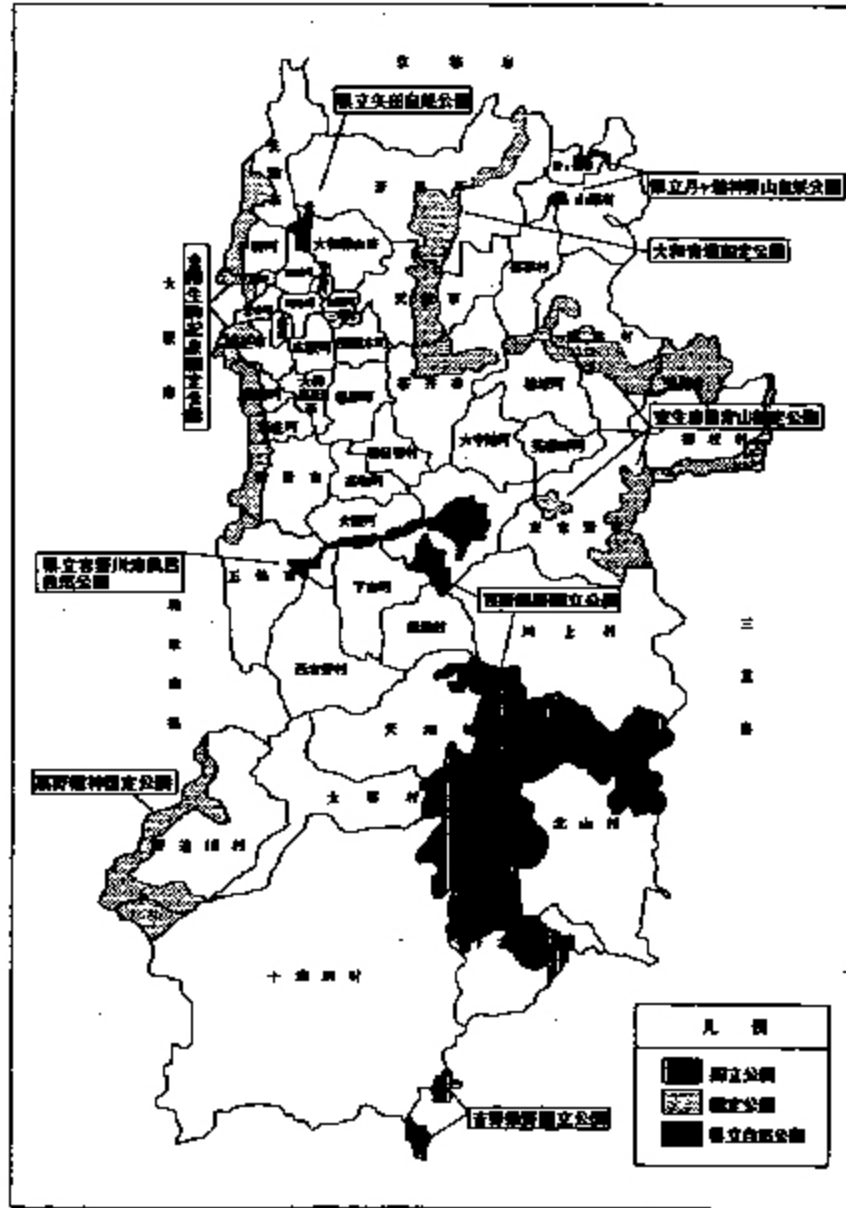
風致地区の指定状況

(資料: 国土交通省「都市計画年報」(平成12年))

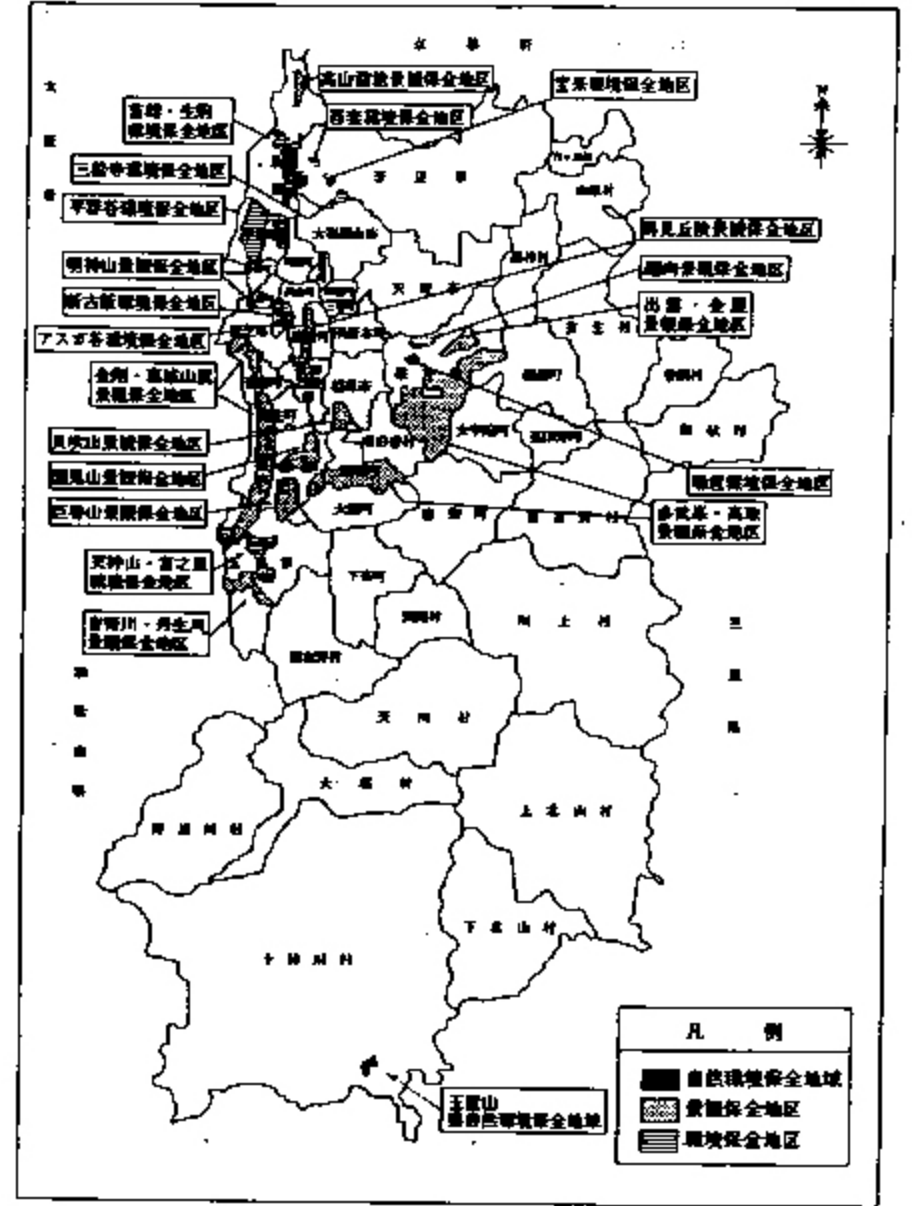
※奈良県データは平成13年5月15日現在

区分地	数	面(㎡)	種別					備考
			第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	
奈良市	6	4,728	1,809	1,455	1,317	25	122	
大和郡山部市	2	478	341	69	37	28	3	
天理市	1	1,338	152	1,067	118	-	1	
橈原市	4	371	212	61	58	40	-	
桜井市	3	1,407	304	978	-	125	-	
生駒市	1	1,010	-	348	288	317	57	
斑鳩町	1	628	80	377	171	-	-	
明日香村	1	2,418	126	856	1,437	-	-	歴史・観光地
計	19	12,378	3,024	5,210	3,426	535	183	

自然公園法に基づく自然公園地域



奈良県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域等



屋外広告物のあり方検討事業（検討内容概要）

法・条例の現状と取り組み

今後の課題

今後の対応

